平成２３年（フ）第５３４１号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26―304号マンションセイコウ、住民票上の住所和歌山県紀の川市豊田334番地
債務者　長田　真帆（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３４２号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番23―606号
債務者　肥後　裕夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５１号
大阪市西淀川区柏里１丁目１番13号　エクセルウィン塚本101号室
債務者　黒滝美沙子こと　韓　美沙子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５４号
大阪市北区本庄西１丁目６番29―47号
債務者　阪野　　正
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５７号
大阪府大東市大野２丁目４番33号　白芳荘９号館１号
債務者　小林　敬子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６３号
大阪市城東区天王田16番28―506号
債務者　今西惠美子（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１号
静岡県浜松市中区細島町２番地の13　サンシャイン202
債務者　淺野　眞紀
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４０５号
大阪市浪速区敷津西２丁目２番２―805号
債務者　辻石　眞司
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１０号
川崎市高津区子母口394番地２　ワールド交通内
債務者　芥川　中夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
川崎市高津区上作延972番地５　ハウスフリーダム３、前住所横浜市港南区笹下３丁目10番18―303号
債務者　和田　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
川崎市麻生区細山８丁目11番７号　ベルデュールクスノキ301
債務者　松村　正美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
川崎市川崎区日進町９番地26　ビジネスホテル京浜105
債務者　鈴木　篤麿
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
川崎市幸区小向西町３丁目23番地　カーサミアＫ202
債務者　徳光　洋幸
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
川崎市川崎区南町21番地９　シティコート川崎701
債務者　伊藤　　治
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地７―214
債務者　黒澤　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係